（事業主の方へ）

雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）

～雇用維持に努力される事業主の方々へ～

緊急対応期間

（令和２年４月１日～令和３年６月30日）

※緊急事態宣言等対応特例、業況特例、地域特例のいずれかに該当する事業主は、上乗せが適用されます。（特例の詳細は２４ｐの付録をご確認ください）

※申請期限は、「支給対象期間」の最終日の翌日から2ヶ月以内です。

このガイドブックは、**緊急対応期間（令和２年４月１日～令和３年６月30日）に休業を実施した場合**についての支給要件や助成額、申請方法等をわかりやすく記載した簡易版です。

その他の期間に休業を実施した場合は、要件や助成額等が異なります。

このほか、教育訓練を実施した場合等、出向者を休業させた場合等については、通常版のガイドブックを参考にしてください。

厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク（公共職業安定所）
令和３年５月２１日現在

PL030521 企 01